

《中华人民共和国出口管制法》	「中華人民共和國輸出管制法」
(2020年10月17日第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十二次会议通过，中华人民共和国主席令第58号公布) 目录 第一章 总则 第二章 管制政策、管制清单和管制措施 第一节 一般规定 第二节 两用物项出口管理 第三节 军品出口管理 第三章 监督管理 第四章 法律责任 第五章 附则 第一章 总则 第一条 为了维护国家安全和利益，履行防扩散等国际义务，加强和规范出口管制，制定本法。 第二条 国家对两用物项、军品、核以及其他与维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务相关的货物、技术、服务等物项（以下统称管制物项）的出口管制，适用本法。 前款所称管制物项，包括物项相关的技术资料等数据。 本法所称出口管制，是指国家对从中华人民共和国境内向境外转移管制物项，以及中华人民共和国公民、法人和非法组织向外国组织和个人提供管制物项，采取禁止或者限制性措施。 本法所称两用物项，是指既有民事用途，又有军事用途或者有助于提升军事潜力，特别是可以用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具的货物、技术和服务。 本法所称军品，是指用于军事目的的装备、专用生产设备以及其他相关货物、技术和服务。 本法所称核，是指核材料、核设备、反应堆用非核材料以及相关技术和服务。 第三条 出口管制工作应当坚持总体国家安全观，维护国际和平，统筹安全和发展，完善出口管制管理和服务。	(2020年10月17日第13届全国人民代表大会常务委员会第22次会议决议、中华人民共和国主席令第58号公布) 目次 第一章 総則 第二章 管制政策・管制リスト・管制措置 第一節 一般規定 第二節 デュアルユース品目の輸出管理 第三節 軍用品の輸出管理 第三章 監督管理 第四章 法的責任 第五章 附則 第一章 総則 第一条 国家の安全・利益の保護、拡散防止等の国際的な義務の履行、及び輸出管制の強化・規範化に向けて、本法を制定する。 第二条 国家は、デュアルユース品目、軍用品、核その他の国家の安全・利益の保護、拡散防止等の国際的な義務の履行に係る商品・技術・役務等の品目（以下併せて「管制品目」という。）の輸出管制に本法を適用する。 前項における管制品目には、品目に係る技術資料等のデータが含まれる。 本法における輸出管制とは、中国国内から中国国外への管制品目の移転、及び中国の公民・法人・非法人組織から中国国外の組織・個人への管制品目の提供に対する国家の禁止・制限措置の採択をいう。 本法におけるデュアルユース品目とは、民事的な用途を有し、かつ、軍事的な用途も有し、又は軍事的な潜在能力の向上にも資する（特に、大量破壊兵器及びその運搬手段の設計・開発・生産・使用に用いることのできる）商品・技術・役務をいう。 本法における軍用品とは、軍事的な目的に用いる装備、専用生産設備その他の関連商品・技術・役務をいう。 本法における核とは、核物質、核設備、原子炉用非核材料及び関連技術・役務をいう。 第三条 輸出管制業務は、総合的な国家の安全観念を堅持し、国際的な平和を保護し、安全性と発展性を統括し、輸出管制上の管

第四条 国家实行统一的出口管制制度，通过制定管制清单、名录或者目录（以下统称管制清单）、实施出口许可等方式进行管理。

第五条 国务院、中央军事委员会承担出口管制职能的部门（以下统称国家出口管制管理部门）按照职责分工负责出口管制工作。国务院、中央军事委员会其他有关部门按照职责分工负责出口管制有关工作。

国家建立出口管制工作协调机制，统筹协调出口管制工作重大事项。国家出口管制管理部门和国务院有关部门应当密切配合，加强信息共享。

国家出口管制管理部门会同有关部门建立出口管制专家咨询机制，为出口管制工作提供咨询意见。

国家出口管制管理部门适时发布有关行业出口管制指南，引导出口经营者建立健全出口管制内部合规制度，规范经营。

省、自治区、直辖市人民政府有关部门依照法律、行政法规的规定负责出口管制有关工作。

第六条 国家加强出口管制国际合作，参与出口管制有关国际规则的制定。

第七条 出口经营者可以依法成立和参加有关的商会、协会等行业自律组织。

有关商会、协会等行业自律组织应当遵守法律、行政法规，按照章程对其成员提供与出口管制有关的服务，发挥协调和自律作用。

第二章 管制政策、管制清单和管制措施

第一节 一般规定

第八条 国家出口管制管理部门会同有关部门制定出口管制政策，其中重大政策应

理と役務を完全化しなければならない。

第四条 国家は、統一的な輸出管制制度を実行し、管制リスト・名簿・目録（以下併せて「管制リスト」という。）の制定、輸出許可制度の実施等の方法を通じた管理を行う。

第五条 国務院と中央軍事委員会の輸出管制の職能を司る部門（以下併せて「国家輸出管制管理部門」という。）は、分担された職責に従って輸出管制業務を担当する。国務院と中央軍事委員会のその他の関連部門は、分担された職責に従って輸出管制関連業務を担当する。

国家は、輸出管制業務の調整メカニズムを確立し、輸出管制業務の重大事項の調整を統括する。国家輸出管制管理部門と国務院の関連部門は、緊密に連携し、情報の共有を強化するものとする。

国家輸出管制管理部門は、関連部門と共同で、輸出管制分野の専門家諮問メカニズムを確立し、輸出管制業務のために、諮詢内容に対する意見を提供する。

国家輸出管制管理部門は、関連産業の輸出管制ガイドラインを時宜に応じて公布し、輸出業者の輸出管制上の内部コンプライアンス制度の確立及び完全化、並びに経営の規範化を導く。

省・自治区・直轄市の人民政府の関連部門は、法律・行政法規の規定に従って輸出管制関連業務を担当する。

第六条 国家は、輸出管制上の国際的な提携を強化し、輸出管制に係る国際的な規則の制定に参加する。

第七条 輸出業者は、関連の商会・協会等の業界内における自律的な組織を法により設立し、かつ、これに参加することができる。関連の商会・協会等の業界内における自律的な組織は、法律・行政法規を遵守し、定款に従って輸出管制関連サービスを当該組織の構成員に提供し、調整・自律の機能を発揮しなければならない。

第二章 管制政策・管制リスト・管制措置

第一節 一般規定

第八条 国家輸出管制管理部門は、関連部門と共同で、輸出管制政策を制定し、そのう

当报国务院批准，或者报国务院、中央军事委员会批准。

国家出口管制管理部门可以对管制物项出口目的国家和地区进行评估，确定风险等级，采取相应的管制措施。

第九条 国家出口管制管理部门依据本法和有关法律、行政法规的规定，根据出口管制政策，按照规定程序会同有关部门制定、调整管制物项出口管制清单，并及时公布。

根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门可以对出口管制清单以外的货物、技术和服务实施临时管制，并予以公告。临时管制的实施期限不超过二年。临时管制实施期限届满前应当及时进行评估，根据评估结果决定取消临时管制、延长临时管制或者将临时管制物项列入出口管制清单。

第十条 根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门会同有关部门可以禁止相关管制物项的出口，或者禁止相关管制物项向特定目的国家和地区、特定组织和个人出口。

第十一条 出口经营者从事管制物项出口，应当遵守本法和有关法律、行政法规的规定；依法需要取得相关管制物项出口经营资格的，应当取得相应的资格。

第十二条 国家对管制物项的出口实行许可制度。

出口管制清单所列管制物项或者临时管制物项，出口经营者应当向国家出口管制管理部门申请许可。

出口管制清单所列管制物项以及临时管制

ち、重大な政策については、国務院に承認を申請し、又は国務院及び中央軍事委員会に承認を申請しなければならない。

国家輸出管制管理部門は、管制品目の輸出先の国家・地域に対する評価を行い、リスク等級を確定し、相応の管制措置を採択することができる。

第九条 国家輸出管制管理部門は、本法並びに関連の法律及び行政法規の規定に基づき、輸出管制政策の下で、規定の手順に従って関連部門と共同で管制品目の輸出管制リストを制定・調整し、かつ、速やかに公布する。

国家の安全・利益の保護、及び拡散防止等の国際的な義務の履行の必要性に基づき、国務院の承認又は国務院と中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管制管理部門は、輸出管制リスト中に掲載されていない商品・技術・役務に対する臨時的な管制を実施し、かつ、これを公告することができる。臨時的な管制の実施期間は、二年を超過しない。臨時的な管制は、実施期間満了前において、速やかに評価を行い、評価結果に基づき、臨時的な管制の取消し、臨時的な管制の延長、又は臨時的な管制品目の輸出管制リストへの追加を決定するものとする。

第十条 国家の安全・利益の保護、及び拡散防止等の国際的な義務履行の必要性に基づき、国務院の承認又は国務院と中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管制管理部門は、関連部門と共同で、関連管制品目の輸出を禁止し、又は関連管制品目の特定の国家・地域若しくは特定の組織・個人への輸出を禁止することができる。

第十一条 輸出業者の管制品目輸出業務への従事は、本法並びに関連の法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。法により関連管制品目の輸出経営資格の取得が必要なときは、相応の資格を取得しなければならない。

第十二条 国家は、管制品目の輸出に対する許可制度を実施する。
輸出管制リストに掲載されている管制品目又は臨時的な管制品目の輸出は、輸出業者が、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。
輸出管制リストに掲載されている管制品目及

物项之外的货物、技术和服务，出口经营者知道或者应当知道，或者得到国家出口管制管理部门通知，相关货物、技术和服务可能存在以下风险的，应当向国家出口管制管理部门申请许可：

- （一）危害国家安全和利益；
- （二）被用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具；
- （三）被用于恐怖主义目的。

出口经营者无法确定拟出口的货物、技术和服务是否属于本法规定的管制物项，向国家出口管制管理部门提出咨询的，国家出口管制管理部门应当及时答复。

第十三条 国家出口管制管理部门综合考虑下列因素，对出口经营者出口管制物项的申请进行审查，作出准予或者不予许可的决定：

- （一）国家安全和利益；
- （二）国际义务和对外承诺；
- （三）出口类型；
- （四）管制物项敏感程度；
- （五）出口目的国家或者地区；
- （六）最终用户和最终用途；
- （七）出口经营者的相关信用记录；
- （八）法律、行政法规规定的其他因素。

第十四条 出口经营者建立出口管制内部合规制度，且运行情况良好的，国家出口管制管理部门可以对其出口有关管制物项给予通用许可等便利措施。具体办法由国家出口管制管理部门规定。

第十五条 出口经营者应当向国家出口管制管理部门提交管制物项的最终用户和最终用途证明文件，有关证明文件由最终用户或者最终用户所在国家和地区政府机构出具。

第十六条 管制物项的最终用户应当承诺，未经国家出口管制管理部门允许，不得擅自改变相关管制物项的最终用途或者向任何第三方转让。

び臨時的な管制品目以外の商品・技術・役務について、輸出業者は、関連商品・技術・役務上の次の各号に掲げるリスクの存在のおそれを知り得ており、若しくは知り得べきであり、又はその通知を国家輸出管制管理部門から受けたときは、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。

- （一）国家の安全・利益に対する脅威
- （二）大量破壊兵器及びその運搬手段の設計・開発・生産・使用への利用
- （三）テロリズム目的への使用

輸出業者が、輸出する商品・技術・役務の本法の定める管制品目への該当性の有無を確定することができず、照会を国家輸出管制管理部門に提起したときは、国家輸出管制管理部門は、これに速やかに回答するものとする。

第十三条 国家輸出管制管理部門は、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮し、輸出業者の管制品目輸出申請に対する審査を行い、許可又は不許可を決定する。

- （一）国家の安全と利益
- （二）国際的な義務と対外的な確約
- （三）輸出の種類
- （四）管制品目取扱時の慎重性の必要度
- （五）輸出先の国家又は地域
- （六）エンドユーザー及び最終用途
- （七）輸出業者に係る信用記録
- （八）法律・行政法規の規定するその他の要素

第十四条 輸出業者が輸出管制上の内部コンプライアンス制度を制定し、かつ、運用状況が良好であるときは、国家輸出管制管理部門は、当該事業者の輸出に係る管制品目に対する広範的許可等の利便性の高い措置を与えることができる。具体的な方法は、国家輸出管制管理部門が、これを規定する。

第十五条 輸出業者は、管制品目のエンドユーザー・最終用途の証明文書を国家輸出管制管理部門に提出しなければならない。関連の証明文書は、エンドユーザー又はエンドユーザーの所在国家・地域の政府機関が、これを発行する。

第十六条 管制品目のエンドユーザーは、国家輸出管制管理部門の許可を経ずに、管制品目の最終用途をみだりに変更することができず、又はいずれの第三者にも譲渡するこ

出口经营者、进口商发现最终用户或者最终用途有可能改变的，应当按照规定立即报告国家出口管制管理部门。

第十七条 国家出口管制管理部门建立管制物项最终用户和最终用途风险管理制度，对管制物项的最终用户和最终用途进行评估、核查，加强最终用户和最终用途管理。

第十八条 国家出口管制管理部门对有下列情形之一的进口商和最终用户，建立管控名单：

（一）违反最终用户或者最终用途管理要求的；

（二）可能危害国家安全和利益的；

（三）将管制物项用于恐怖主义目的的。对列入管控名单的进口商和最终用户，国家出口管制管理部门可以采取禁止、限制有关管制物项交易，责令中止有关管制物项出口等必要的措施。

出口经营者不得违反规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易。出口经营者在特殊情况下确需与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的，可以向国家出口管制管理部门提出申请。

列入管控名单的进口商、最终用户经采取措施，不再有第一款规定情形的，可以向国家出口管制管理部门申请移出管控名单；国家出口管制管理部门可以根据实际情况，决定将列入管控名单的进口商、最终用户移出管控名单。

第十九条 出口货物的发货人或者代理报关企业出口管制货物时，应当向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件，并按照国家有关规定办理报关手续。

出口货物的发货人未向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件，海关有证据表明出口货物可能属于出口管制范围

とができない旨を確約しなければならない。輸出業者と輸入業者は、エンドユーザー又は最終用途の変更の可能性を発見したときは、規定に従って直ちに国家輸出管制管理部門に報告しなければならない。

第十七条 国家輸出管制管理部門は、管制品目のエンドユーザー・最終用途のリスク管理制度を確立し、管制品目のエンドユーザー・最終用途に対する評価・精査を行い、エンドユーザー・最終用途の管理を強化する。

第十八条 国家輸出管制管理部門は、次の各号に掲げる状況のいずれかを有する輸入業者とエンドユーザーを管制名簿に追加する。

（一）エンドユーザー又は最終用途の管理要求への違反

（二）国家の安全・利益に対する脅威のおそれ

（三）管制品目のテロリズム目的への使用
管制名簿に追加された輸入業者とエンドユーザーに対し、国家輸出管制管理部門は、管制品目に係る取引の禁止・制限、管制品目に係る輸出中止命令等の必要な措置を採択することができる。

輸出業者は、規定に違反し、管制名簿に追加された輸入業者及びエンドユーザーとの間における取引を行ってはならない。輸出業者は、特別な状況の下で、管制名簿に追加された輸入業者又はエンドユーザーとの間における取引実施の必要性が確かあるときは、国家輸出管制管理部門に申請を行うことができる。

管制名簿に追加された輸入業者とエンドユーザーは、措置の採択を経て、本条第一項の規定する状況を解消したときは、管制名簿からの除去を国家輸出管制管理部門に申請することができる。国家輸出管制管理部門は、実状に基づき、管制名簿に追加された輸入業者及びエンドユーザーの管制名簿からの除去を決定することができる。

第十九条 商品を輸出する荷送人又は通関代理企業は、管制品目の輸出時において、国家輸出管制管理部門が交付する許可証を税関に提出し、国家の関連規定に従って通関手続を行わなければならない。

商品を輸出する荷送人が、国家輸出管制管理部門の交付する許可証を税関に提出しなかった場合において、税関は、輸出する商品

的，应当向出口货物发货人提出质疑；海关可以向国家出口管制管理部门提出组织鉴别，并根据国家出口管制管理部门作出的鉴别结论依法处置。在鉴别或者质疑期间，海关对出口货物不予放行。

第二十条 任何组织和个人不得为出口经营者从事出口管制违法行为提供代理、货运、寄递、报关、第三方电子商务交易平台和金融等服务。

第二节 两用物项出口管理

第二十一条 出口经营者向国家两用物项出口管制管理部门申请出口两用物项时，应当依照法律、行政法规的规定如实提交相关材料。

第二十二条 国家两用物项出口管制管理部门受理两用物项出口申请，单独或者会同有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定对两用物项出口申请进行审查，并在法定期限内作出准予或者不予许可的决定。作出准予许可决定的，由发证机关统一颁发出口许可证。

第三节 军品出口管理

第二十三条 国家实行军品出口专营制度。从事军品出口的经营者，应当获得军品出口专营资格并在核定的经营范围内从事军品出口经营活动。

军品出口专营资格由国家军品出口管制管理部门审查批准。

第二十四条 军品出口经营者应当根据管制政策和产品属性，向国家军品出口管制管理部门申请办理军品出口立项、军品出口项目、军品出口合同审查批准手续。

の輸出管制対象への該当可能性を示す証拠があるときは、商品を輸出する荷送人に対する質疑を提起するものとする。税関は、鑑定の手配を国家輸出管制管理部門に提起し、国家輸出管制管理部門が下す鑑定結果に基づき、法により処分を下すことができる。鑑定又は質疑の実施期間中、税関は、輸出商品の通関を許可しない。

第二十条 いずれの組織・個人も、輸出業者の輸出管制上の違法行為のために、代理、商品の輸送、配達、通関、第三者電子取引プラットフォーム、金融等の役務を提供してはならない。

第二節 デュアルユース品目の輸出管理

第二十一条 輸出業者は、デュアルユース品目輸出の国家デュアルユース品目輸出管制管理部門への申請時において、法律・行政法规の規定に従って関連資料を如実に提出しなければならない。

第二十二条 国家デュアルユース品目輸出管制管理部門は、デュアルユース品目輸出申請の受理時において、単独又は関連部門と共同で、本法並びに関連の法律及び行政法规の規定に従ってデュアルユース品目輸出申請に対する審査を行い、かつ、法定の期限内に許可又は不許可を決定する。許可の決定を下したときは、証書交付機関が、輸出許可証を統一的に交付する。

第三節 軍用品の輸出管理

第二十三条 国家は、軍用品の輸出業務特許経営制度を実行する。軍用品の輸出に従事する事業者は、軍用品の輸出業務特許経営資格を取得し、かつ、所定の経営範囲において、軍用品の輸出行為に従事しなければならない。

軍用品の輸出業務特許経営資格は、国家軍用品輸出管制管理部門が、許可審査を行う。

第二十四条 軍用品の輸出業者は、管制政策と商品の属性に基づき、軍用品の輸出プロジェクトの立ち上げ、軍用品輸出プロジェクト及び軍用品輸出契約の許可審査手続を国家軍用品輸出管制管理部門に申請しなければならない。

重大军品出口立项、重大军品出口项目、重大军品出口合同，应当经国家军品出口管制管理部门会同有关部门审查，报国务院、中央军事委员会批准。

第二十五条 军品出口经营者在出口军品前，应当向国家军品出口管制管理部门申请领取军品出口许可证。

军品出口经营者出口军品时，应当向海关交验由国家军品出口管制管理部门颁发的许可证件，并按照国家有关规定办理报关手续。

第二十六条 军品出口经营者应当委托经批准的军品出口运输企业办理军品出口运输及相关业务。具体办法由国家军品出口管制管理部门会同有关部门规定。

第二十七条 军品出口经营者或者科研生产单位参加国际性军品展览，应当按照程序向国家军品出口管制管理部门办理审批手续。

第三章 监督管理

第二十八条 国家出口管制管理部门依法对管制物项出口活动进行监督检查。

国家出口管制管理部门对涉嫌违反本法规定的行为进行调查，可以采取下列措施：

- （一）进入被调查者营业场所或者其他有关场所进行检查；
- （二）询问被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人，要求其与被调查事件有关的事项作出说明；
- （三）查阅、复制被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人的有关单证、协议、会计账簿、业务函电等文件、资料；

（四）检查用于出口的运输工具，制止装载可疑的出口物项，责令运回非法出口的

重大な軍用品輸出プロジェクトの立ち上げ、重大な軍用品の輸出プロジェクト及び重大な軍用品輸出契約は、国家軍用品輸出管制管理部門が、関連部門と共同で審査を行い、国務院及び中央軍事委員会に承認を申請するものとする。

第二十五条 軍用品の輸出業者は、軍用品の輸出前において、軍用品輸出許可証の取得を国家軍用品輸出管制管理部門に申請しなければならない。

軍用品輸出業者は、軍用品の輸出時において、国家軍用品輸出管制管理部門が交付する許可証を税関に提出し、かつ、国家の関連規定に従って通関手続を行わなければならない。

第二十六条 軍用品の輸出業者は、許可を取得した軍用品輸出運輸業者に委託し、軍用品の輸出・運輸及び関連業務を取り扱わなければならない。具体的な方法は、国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門と共同で規定する。

第二十七条 軍用品の輸出業者又はその科学研究若しくは生産に従事する組織は、国際的な軍用品展覧会への参加時において、手順のとおり国家軍用品輸出管制管理部門において許可申請手続を行わなければならない。

第三章 監督管理

第二十八条 国家輸出管制管理部門は、法により管制品目の輸出行為に対する監督検査を行う。

国家輸出管制管理部門は、本法の規定への違反の疑いがかかった行為に対する調査を行い、次の各号に掲げる措置を採択することができる。

- （一）調査対象者の営業場所その他関連場所への立ち入り及び検査の実施
- （二）調査対象者、利害関係者その他関連組織・個人への質問、及び調査対象事件の関連事項に関する説明の要請
- （三）調査対象者、利害関係者その他関連組織・個人の証明書、協議書、会計帳簿、業務上の書簡・電報等に係る文書・資料の閲読・調査・複製

（四）輸出に用いる輸送手段の検査、疑いのかかった輸出品目の積込みの阻止、及び違

物项；

（五）查封、扣押相关涉案物项；

（六）查询被调查者的银行账户。

采取前款第五项、第六项措施，应当经国家出口管制管理部门负责人书面批准。

第二十九条 国家出口管制管理部门依法履行职责，国务院有关部门、地方人民政府及其有关部门应当予以协助。

国家出口管制管理部门单独或者会同有关部门依法开展监督检查和调查工作，有关组织和个人应当予以配合，不得拒绝、阻碍。

有关国家机关及其工作人员对调查中知悉的国家秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息依法负有保密义务。

第三十条 为加强管制物项出口管理，防范管制物项出口违法风险，国家出口管制管理部门可以采取监管谈话、出具警示函等措施。

第三十一条 对涉嫌违反本法规定的行为，任何组织和个人有权向国家出口管制管理部门举报，国家出口管制管理部门接到举报后应当依法及时处理，并为举报人保密。

第三十二条 国家出口管制管理部门根据缔结或者参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，与其他国家或者地区、国际组织等开展出口管制合作与交流。

中华人民共和国境内的组织和个人向境外提供出口管制相关信息，应当依法进行；可能危害国家安全和利益的，不得提供。

第四章 法律责任

第三十三条 出口经营者未取得相关管制物项的出口经营资格从事有关管制物项出口的，给予警告，责令停止违法行为，没

法に輸出された品目の送還命令

（五）事件関連品目の差押え・封印・押収

（六）調査対象者の銀行口座の照会

前項第五項及び第六項の措置の採択は、国家輸出管制管理部门の責任者の書面の承認を経るものとする。

第二十九条 国家輸出管制管理部门は、法により職責を履行し、国务院の関連部門並びに地方人民政府及びその関連部門は、これに協力するものとする。

国家輸出管制管理部门は、単独又は関連部門と共同で、法により監督・検査・調査業務を行い、関連組織・個人は、これに協力しなければならない。これを拒絶・妨害してはならない。

関連国家機関及びその業務担当者は、調査中に知り得る国家機密、商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報に対し、法により秘密保持義務を負担する。

第三十条 管制品目の輸出管理の強化、及び管制品目の違法な輸出のリスクの防止に向けて、国家輸出管制管理部门は、行政指導・警告状発行等の措置を採択することができる。

第三十一条 本法の規定への違反の疑いがかかった行為に対し、いずれの組織・個人も、国家輸出管制管理部门に通報することができ、国家輸出管制管理部门は、通報の受信後に、法により速やかに取り扱い、かつ、通報者のために、秘密を保持しなければならない。

第三十二条 国家輸出管制管理部门は、締結又は参加している国際条約に基づき、又は平等・互惠の原則に従って他の国家・地域・国際組織等との間における輸出管制上の提携及び交流を行う。

中国国内の組織・個人の中国国外への輸出管制関連情報の提供は、法により行わなければならない。国家の安全・利益を脅かすおそれのある情報は、これを提供してはならない。

第四章 法的責任

第三十三条 輸出業者が関連管制品目の輸出経営資格を取得せずに管制品目に係る輸出に従事した場合においては、警告を下し、

收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款。

第三十四条 出口经营者有下列行为之一的，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格：

（一）未经许可擅自出口管制物项；

（二）超出出口许可证件规定的许可范围出口管制物项；

（三）出口禁止出口的管制物项。

第三十五条 以欺骗、贿赂等不正当手段获取管制物项出口许可证件，或者非法转让管制物项出口许可证件的，撤销许可，收缴出口许可证，没收违法所得，违法经营额二十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足二十万元的，并处二十万元以上二百万元以下罚款。

伪造、变造、买卖管制物项出口许可证件的，没收违法所得，违法经营额五万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的，并处五万元以上五十万元以下罚款。

第三十六条 明知出口经营者从事出口管制违法行为仍为其提供代理、货运、寄递、报关、第三方电子商务交易平台和金融等服务的，给予警告，责令停止违法行

违法行為の停止を命じ、かつ、違法所得を没収する。違法な経営金額が人民元五十万元以上に達したときは、違法な経営金額の五倍以上十倍以下の過料を併科する。違法な経営金額が無く、又は違法な経営金額が人民元五十万元に達しないときは、人民元五十万元以上五百万元以下の過料を併科する。

第三十四条 輸出業者が次の各号に掲げる行為のいずれかに従事した場合においては、違法行為の停止を命じ、かつ、違法所得を没収する。違法な経営金額が人民元五十万元以上に達したときは、違法な経営金額の五倍以上十倍以下の過料を併科する。違法な経営金額が無く、又は違法な経営金額が人民元五十万元に達しないときは、人民元五十万元以上五百万元以下の過料を併科する。情状が深刻なときは、操業停止及び是正を命じ、ひいては関連管制品目の輸出経営資格を取り消す。

（一）許可を経ていない管制品目の無断の輸出

（二）輸出許可証の定める許可の範囲を超えた管制品目の輸出

（三）輸出が禁止された管制品目の輸出

第三十五条 詐欺、わいろ等の不当な手段をもって管制品目の輸出許可証を取得し、又は管制品目の輸出許可証を違法に譲渡した場合においては、許可を取り消し、輸出許可証を接收し、かつ、違法所得を没収する。違法な経営金額が人民元二十万元以上に達したときは、違法な経営金額の五倍以上十倍以下の過料を併科する。違法な経営金額が無く、又は違法な経営金額が人民元二十万元に達しないときは、人民元二十万元以上二百万元以下の過料を併科する。

管制品目の輸出許可証を偽造・変造・売買した場合においては、違法所得を没収する。違法な経営金額が人民元五万元以上に達したときは、違法な経営金額の五倍以上十倍以下の過料を併科する。違法な経営金額が無く、又は違法な経営金額が人民元五万元に達しないときは、人民元五万元以上五十万元以下の過料を併科する。

第三十六条 輸出業者の輸出管制上の違法行為への従事を明らかに知り得ているにもかかわらず、代理、商品の輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム、金

为，没收违法所得，违法经营额十万元以上的，并处违法经营额三倍以上五倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足十万元的，并处十万元以上五十万元以下罚款。

第三十七条 出口经营者违反本法规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额十倍以上二十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格。

第三十八条 出口经营者拒绝、阻碍监督检查的，给予警告，并处十万元以上三十万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格。

第三十九条 违反本法规定受到处罚的出口经营者，自处罚决定生效之日起，国家出口管制管理部门可以在五年内不受理其提出的出口许可申请；对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，可以禁止其在五年内从事有关出口经营活动，因出口管制违法行为受到刑事处罚的，终身不得从事有关出口经营活动。

国家出口管制管理部门依法将出口经营者违反本法的情况纳入信用记录。

第四十条 本法规定的出口管制违法行为，由国家出口管制管理部门进行处罚；法律、行政法规规定由海关处罚的，由其依照本法进行处罚。

融等の役務を同者に依然として提供した場合においては、警告を下し、違法行為の停止を命じ、かつ、違法所得を没収する。違法な経営金額が人民元十万元以上に達したときは、違法な経営金額の三倍以上五倍以下の過料を併科する。違法な経営金額が無く、又は違法な経営金額が人民元十万元に達しないときは、人民元十万元以上五十万元以下の過料を併科する。

第三十七条 輸出業者が本法の規定に違反し、管制名簿に追加された輸入業者とエンドユーザーとの間における取引を行った場合においては、警告を下し、違法行為の停止を命じ、かつ、違法所得を没収する。違法な経営金額が人民元五十万元以上に達したときは、違法な経営金額の十倍以上二十倍以下の過料を併科する。違法な経営金額が無く、又は違法な経営金額が人民元五十万元に達しないときは、人民元五十万元以上五百万元以下の過料を併科する。情状が深刻なときは、操業停止及び是正を命じ、ひいては関連管制品目の輸出経営資格を取り消す。

第三十八条 輸出業者が監督・検査を拒絶・妨害した場合においては、警告を下し、かつ、人民元十万元以上三十万元以下の過料を科する。情状が深刻なときは、操業停止及び是正を命じ、ひいては関連管制品目の輸出経営資格を取り消す。

第三十九条 本法の規定に違反して処罰を受けた輸出業者に対し、処罰の決定の発効日から、国家輸出管制管理部門は、五年以内において当該輸出業者の提出する輸出許可申請を受理しないことができ、当該輸出業者の直接の責任を負っていた主管者その他直接の責任者に対し、同者の五年以内における輸出経営関連行為への従事を禁止することができる。輸出管制上の違法行為により刑事処罰を受けたときは、輸出業者は、無期限で輸出経営関連行為に従事することができない。

国家輸出管制管理部門は、輸出業者の本法への違反状況を法により信用記録に追加する。

第四十条 本法の定める輸出管制上の違法行為は、国家輸出管制管理部門が処罰を行う。法律・行政法規が税関による処罰の執行を規定しているときは、税関が、本法に従っ

第四十一条 有关组织或者个人对国家出口管制管理部门的不予许可决定不服的，可以依法申请行政复议。行政复议决定为最终裁决。 第四十二条 从事出口管制管理的国家工作人员玩忽职守、徇私舞弊、滥用职权的，依法给予处分。 第四十三条 违反本法有关出口管制管理规定，危害国家安全和利益的，除依照本法规定处罚外，还应当依照有关法律、行政法规的规定进行处理和处罚。 违反本法规定，出口国家禁止出口的管制物项或者未经许可出口管制物项的，依法追究刑事责任。 第四十四条 中华人民共和国境外的组织和个人，违反本法有关出口管制管理规定，危害中华人民共和国国家安全和利益，妨碍履行防扩散等国际义务的，依法处理并追究其法律责任。 第五章 附则 第四十五条 管制物项的过境、转运、通运、再出口或者从保税区、出口加工区等海关特殊监管区域和出口监管仓库、保税物流中心等保税监管场所向境外出口，依照本法的有关规定执行。 第四十六条 核以及其他管制物项的出口，本法未作规定的，依照有关法律、行政法规的规定执行。	て処罰を行う。 第四十一条 関連組織又は個人は、国家輸出管制管理部門の不許可の決定を不服とするときは、法により行政不服審査を申請することができる。行政不服審査の決定は、最終的な裁決となる。 第四十二条 輸出管制管理業務に従事する国家公務員が、職務怠慢、私情による不正又は職権濫用の行為に及んだときは、法により処分を下す。 第四十三条 本法の輸出管制管理関連規定に違反し、国家の安全・利益を脅かしたときは、本法の規定に従って処罰を下すほかにも、さらに、関連の法律・行政法規の規定に従って処分と処罰を下すものとする。本法の規定に違反し、国家が輸出を禁止する管制品目を輸出し、又は許可を経ずに管制品目を輸出したときは、法により刑事責任を追及する。 第四十四条 中国国外の組織・個人が、本法の輸出管制管理に係る規定に違反し、中国の国家の安全・利益を脅かし、又は拡散防止等の国際的な義務の履行を妨害したときは、法により処分を下し、かつ、当該組織・個人の法的責任を追求する。 第五章 附則 第四十五条 管制品目の国境通過、中継輸送、中国国外からの運輸後に国境内の陸路を通じずに元の運輸手段を用い続ける中国国外への運輸（中国語：通運）¹、再輸出、又は保税区・輸出加工区等の税関特別管理区域、若しくは輸出監督管理倉庫・保税物流センター等の保税監督管理場所から、中国国外への輸出は、本法の関連規定に従って執行する。 第四十六条 核その他の管制品目の輸出は、本法に定めのないときは、関連の法律・行政法規の規定に従って執行する。
--	---

¹【訳注】「国境通過貨物、中継輸送貨物及び『通運』貨物とは、中国国外から積み出され、一旦中国を経由して再び中国国外に輸送される貨物をさす。そのうち、中国国内の陸路を通じて輸送されるものを、国境通過貨物といい、税関の置かれている中国国内の場所で輸送手段が変更されるが、中国国内の陸路を経由せずに輸送されるものを、中継輸送貨物といい、同一の船舶・航空機により一旦中国国内を経由して再度中国国外に輸送されるものを、『通運』貨物という。」（中国「税関法」第100条抄訳）

第四十七条 用于武装力量海外运用、对外军事交流、军事援助等的军品出口，依照有关法律法规的规定执行。

第四十八条 任何国家或者地区滥用出口管制措施危害中华人民共和国国家安全和利益的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。

第四十九条 本法自 2020 年 12 月 1 日起施行。

第四十七条 武装力量の中国国外における運用、対外的な軍事交流、軍事援助等に用いる軍用品の輸出は、関連の法律・法規の規定に従って執行する。

第四十八条 いずれの国家又は地域も、輸出管制措置を濫用し、中国の国家の安全・利益を脅かしたときは、中国は、実状に基づき、当該国家又は地域に対する措置を対等に採択することができる。

第四十九条 本法は、2020 年 12 月 1 日から施行する。